# 全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助実施要領

令和2年5月29日 スポーツ庁次長決定 令和2年8月19日一部改正

#### 1. 目的

本補助事業は、全国各地から選手又は観客が集まり、国内におけるスポーツの最高レベルのスポーツリーグ又は大会(以下「全国規模のスポーツリーグ又は大会」という。)の主催者による会場における感染症拡大防止対策、継続的な顧客獲得のための広報、施設の確保及び選手等の非感染状態確認等に要する経費の一部を国が補助し、もってスポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は実施を促進することを目的とする。

# 2. 補助対象事業

本補助事業の補助対象は、以下の(1)~(4)の事業である。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止事業

サーモグラフィや消毒液の購入,検温,監視,観客情報の把握等を行う人員の確保など,選手,運営関係者及び観客に対する感染拡大を防止するための取組

# (2) 継続的な集客等のための広報事業

観客等への感染防止対策の周知、協力依頼を目的とした動画等の作成、集 客向上を目的とした動画等の作成、潜在顧客向けのイベントの実施、会場内 外での観戦体験向上を目的とした映像撮影・配信、新たな観戦体験提供など 継続的な顧客獲得のための取組

### (3) 施設の確保事業

全国規模のスポーツリーグ又は大会の会場となる施設を確保するための 取組

#### (4) 選手等の非感染状態確認事業

選手及び関係者に対するPCR検査等の新型コロナウイルス感染症関係 検査を実施することにより、感染リスクを減らして試合を実施するための取 組

### 3. 補助対象事業者

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催者であって以下(1)及び(2)に該当する者

- (1) 法人格を有すること (財団, 社団, 株式会社, NPO等)。
- (2) 令和2年2月1日以降に全国規模のスポーツリーグ又は大会を中止,延期 又は規模縮小(無観客等)したことがあって,令和3年3月31日までに再 開又は実施を予定していること。

### 4. 補助対象経費

- (1)新型コロナウイルス感染拡大防止事業 諸謝金,旅費,借損料,備品費,消耗品費,通信運搬費,賃金,会議費,雑 役務費
- (2)継続的な集客等のための広報事業 諸謝金, 旅費, 借損料, 備品費, 消耗品費, 印刷製本費, 通信運搬費, 賃金, 会議費, 雑役務費、委託料
- (3) 施設の確保事業 借損料,雑役務費
- (4)選手等の非感染状態確認事業 諸謝金, 旅費, 借損料, 備品費, 消耗品費, 印刷製本費, 通信運搬費, 賃金, 会議費, 雑役務費

### 5. 補助金の額

上記4. の補助対象経費の1/2以内 (ただし、一会場又は一チーム当たり1,000万円を上限とする。)